

申請手続等のデジタル化に関する意匠審査基準等の修正について

意匠審査基準室



申請手続等のデジタル化に関する意匠審査基準等の修正について

「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）において押印を求めている手続について見直しを行うこととされたこと、「産業構造審議会第13回知的財産分科会」（令和2年7月14日）において、申請手続等のデジタル化（紙・押印の原則廃止）による利用者の利便性向上を目指すこととされたこと等を受け、意匠審査基準等（関連するQ&A集やガイドライン等を含む。）における押印に関する運用について点検を行った結果、政府全体の方針に従って、意匠審査基準等における**押印に関する運用**についても、**原則廃止**した。

意匠審査基準等における押印に関する運用

・ <意匠審査基準> 第三部第3章第4.1

以下に示す書式に従って作成された「証明する書面」が提出されている場合（意匠の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための証明書の書式）

※改訂部分 右図参照

・ 「意匠の新規性喪失の例外規定についてのQ&A集」、「意匠登録出願等の手続のガイドライン」、「関連意匠制度の拡充に関するQ&A」等

※審査官による通知等における押印に関する運用も原則廃止

11月24日～12月7日全庁的に、押印を求める手続の見直し等のための特許庁関係審査基準等の改正案について意見募集を行い、その結果を受け、押印に関する運用を改訂した意匠審査基準を12月16日に公表した。

「証明する書面」の書式

意匠の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための証明書

1. 公開の事実

- ① 公開日
- ② 公開場所
- ③ 公開者
- ④ 公開意匠の内容(意匠の写真等を添付する)

2. 意匠登録を受ける権利の承継等の事実

- ① 公開意匠の創作者
- ② 意匠の公開の原因となる行為時の意匠登録を受ける権利を有する者(行為時の権利者)
- ③ 意匠登録出願人(願書に記載された者)
- ④ 公開者
- ⑤ 意匠登録を受ける権利の承継について(①の者から②の者を経て③の者に権利が譲渡されたこと)
- ⑥ 行為時の権利者と公開者との関係等について
(②の者の行為に起因して、④の者が公開をしたこと等を記載)

上記記載事項が事実と相違ないことを証明します。

平成〇年〇月〇日

出願人〇〇〇 